

ぎふしスタートアップ創出事業業務委託事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、ぎふしスタートアップ創出事業業務委託を行う事業者を、公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものである。参加を希望する者は、この実施要領の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

2 委託業務の概要

- | | | |
|-----|--------|-------------------------------|
| (1) | 委託業務名 | ぎふしスタートアップ創出事業業務委託 |
| (2) | 業務の内容 | 別紙「ぎふしスタートアップ創出事業業務委託仕様書」のとおり |
| (3) | 委託契約期間 | 令和8年7月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで |
| (4) | 選定方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| (5) | 予定価格 | 38,023,080円（消費税及び地方消費税含む。） |
| (6) | 前払金 | なし |

3 担当部局

岐阜市経済部商工課スタートアップ推進室

住所 〒500-8701 岐阜県岐阜市司町40-1（岐阜市役所13階）

電話 058-214-2771（直通）

電子メールアドレス kei-shoukou@city.gifu.gifu.jp

担当 大原・杉浦

4 実施スケジュール

No	内 容	日 程
1	公募期間	令和8年4月28日（火）【公告】～令和8年5月25日（月）
2	現地視察参加申込み	令和8年4月28日（火）～令和8年5月8日（金）午後1時まで
3	質問受付期間	令和8年4月28日（火）～令和8年5月8日（金）午後5時まで
4	現地視察	令和8年5月12日（火）※時間は別途通知
5	質問の回答予定日	令和8年5月14日（木）
6	提出書類受付期限	令和8年5月25日（月）午後5時まで
7	審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年5月29日（金）（予定）
8	審査結果通知	令和8年6月上旬（予定）

※日程については、変更する場合がある。

5 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件をいずれも満たす法人とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ウ 参加表明書提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止を受けていないこと。
- エ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- オ 共同体の場合は、構成員の数（代表構成員を含む。）は3者以内とすること。

6 審査方法及び評価項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

(1) 審査委員会

岐阜市プロポーザル審査委員会規則（平成25年岐阜市規則18号）に基づき、ぎふしスタートアップ創出事業業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査する。

(2) 評価項目

提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、合計得点の上位から受託候補者及び次点候補者を選定する。ただし、合計得点が満点の60%に満たない場合は、受託候補者及び次点候補者に選定しないものとする。

◆評価項目一覧表

番号	評価項目	評価の着目点	評価点	換算値	配点	
1	業務遂行能力	業務目的及び内容のほか、スタートアップ支援に関する理解・知識が十分にあるか。	5	×2.0	10	
2		業務能力	5	×2.0	10	
3		運営体制等	5	×3.0	15	
4		センター長	5	×5.0	25	
5	企画提案	提案内容	5	×5.0	25	
6		情報発信力	5	×3.0	15	
7		関係機関との連携	5	×3.0	15	
8		独創性	5	×2.0	10	
9		数値目標	5	×3.0	15	
10	地域貢献点	地域貢献活動	岐阜市ワークダイバーシティ賛同企業であるか。※提出日時点	—	—	5
11	価格点	予定価格に対して妥当であるか。	—	—	5	
合計点			150			

◆評価基準：Cを基準に5段階評価とする。

評価基準	評価点数
A：優れている	5点
B：やや優れている	4点
C：普通（標準）	3点
D：やや劣る	2点
E：評価しない	0点

7 書類の提出期間、提出方法等

- 提出期間 令和8年5月25日（月）まで
 ※土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
 （ただし、正午から午後1時までを除く。）
- 提出書類 「9（1）提出書類」のとおり
- 提出方法 「3 担当部局」まで持参又は郵送で提出すること。
 郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「ぎふしスタートアップ創出事業業務委託企画
 提案書在中」と朱書きの上、提出期間内に必着のこと。
- その他 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

8 Neo work-Gifu 現地視察

現地視察は、令和8年5月12日（火）に行います。参加者は、1社につき3名までとします。
 参加を希望する場合は、令和8年5月8日（金）午後1時までに、以下のNeo work-Gifu現地視察
 申請フォームから提出すること。

<https://logoform.jp/form/BcLm/1536486>

9 提出書類等

（1）提出書類

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

No	書類名	様式	部数		提出期限	
			正本	副本		
1	参加表明書兼誓約書	様式1	1部	11部	令和8年 5月25日 (月)	
2	暴力団等の関与のない旨の誓約 書兼承諾書	様式2				-
3	提案者情報書	様式3				
	(別紙1) 業務実施体制調書	様式3_別紙1				
	(別紙2) 業務運営実績調書	様式3_別紙2				
	(別紙3) 経歴書（センター長）	様式3_別紙3				
4	企画提案書	任意様式				
5	見積書	様式4				
	(別紙1) 見積内訳書	様式4_別紙1				
6	決算報告書（直近3期分）	-				

※ 必要な書類は、岐阜市のホームページから入手すること。副本は、複写可

(2) 質問の受付及び回答

質問は、質問票（様式5）により行うものとする。

- ・受付期間 令和8年4月28日（火）から令和8年5月8日（金）午後5時まで（必着）
- ・提出方法 以下の質問票受付フォームから提出すること。
使用するファイル形式は、Microsoft Word形式又はPDF形式に限る。
<https://logoform.jp/form/BcLm/1536705>
- ・回答方法 質問に対する回答は、令和8年5月14日（木）までに質問者を伏せた形で岐阜市のホームページで公表する。
なお、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(3) 留意事項

- ① 1事業者につき1提案とする。
- ② 提出書類は、原則としてA4サイズで統一すること。やむを得ず異なるサイズの資料を入れ込む場合は、A4サイズに揃えて折り込むこと。
- ③ (1) 提出書類に記載する順に紙ファイル等に綴じ、提出すること。
- ④ 各様式の1枚目に、様式番号を記載したインデックスシールを貼付すること。
- ⑤ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。
- ⑥ 企画提案書は別紙仕様書に基づき、内容を記載することとし、次に掲げる内容については、必ず記載すること。
 - ・別紙仕様書の（3）スタートアップ支援業務
 - ① イベント・セミナーの開催（その1）について
- ⑦ 企画提案書の書式は、文字サイズを10ポイント以上とし、20ページ以内とすること。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングは、以下のとおりとする。

- ・日程 令和8年5月29日（金）（予定）
なお、時間及び会場等の詳細については、別途通知する。
- ・出席者 合計3名まで（共同体の場合は、構成員を含める。）とする。
- ・備品等 会場にプロジェクター、スクリーン又は大型ディスプレイ及びパソコンを用意するので、提出書類の説明の際に用いてもよい。
映し出す内容（PDF形式）は、提出書類の内容とし、追加資料は認めない。なお、PDFデータを提出する場合は、令和8年5月25日（月）までに以下のプレゼン資料提出フォームから提出すること。
<https://logoform.jp/form/BcLm/1536748>
- ・実施方法 提出書類の説明と、審査委員会委員からの質問に対する回答を行う。
なお、プレゼンテーションは15分以内及びヒアリングは15分程度とする。

※参加者多数の場合には、提出書類の見積書金額により、5者程度に選定する場合があります。

11 審査結果の通知

審査の結果については、令和8年6月上旬までに全ての参加者に文書で通知するとともに、岐阜市のホームページで公表する。なお、最優秀者については提案者名と点数を明らかにし、その他の提案者については匿名で点数を公表するものとし、選定結果に関する問合せや異議申立ては受け付けない。

12 業務の委託

(1) 本プロポーザルによって最優秀となった者を本業務の受託候補者として契約条件を協議の上、随意契約によって委託契約を締結するものとする。

ただし、受託候補者に事故等があり、契約が不可能になった場合は、次点候補者から順に繰り上がるものとする。

(2) 契約手続は、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）の規定に定めるところによる。

13 その他

(1) 本手続において使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 参加表明書の提出は、応募者1者につき各1案とする。

(3) この提案の作成に要した費用、旅費その他この提案に関する一切の経費は、応募者の負担とする。

(4) 提出書類に虚偽の記載をしたと本市が判断した場合には、参加を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定により資格停止措置を行うことがある。

(5) 企画提案者の失格条項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

① 本プロポーザルの参加資格要件を満たさない者

② 本プロポーザルを公告した日以後、審査委員会委員に本業務に関する接触を求めた者

③ 9（1）の提出書類の見積書における見積額について、2（5）の予定価格を超える者

(6) 提出書類の取扱い

① 提出書類を本市の了解なく公表し、又は使用してはならない。

② 提出書類は、返却しない。

③ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

④ 提出書類並びにその複製は、事業者の選定に用いる場合を除き、提出者に無断で使用しないものとする。

(7) 書類の提出後において、提出書類に記載された内容の変更は、原則として認めない。また、提出書類に記載されたセンター長等の配置予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上であるとの本市の承諾を得なければならない。

(8) その他

① 企画提案書の作成のために本市より受領した資料は、本市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。

② 提出された企画提案書等は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づく

公開請求により公開する場合がある。